

藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
藤沢市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2007年（平成19年） 3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成19年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、公民館の適切な施設管理において、団体要件を改正する必要による。

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 川 島 一 明

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市公民館条例施行規則（昭和34年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「この区域内に居住し，又はこの市の区域内に存する勤務場所若しくは学校にそれぞれ通勤し，若しくは通学している」を削る。

附 則

- 1 この規則は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定による団体登録の登録に関する事務は，前項に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

藤沢市公民館条例施行規則新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 34 年 4 月 14 日 教委規則第 1 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則で定める団体)</p> <p>第 8 条 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。</p> <p>(1) 団体がこの区域内に居住し、又はこの市の区域内に存する勤務場所若しくは学校にそれぞれ通勤し、若しくは通学している5人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。</p> <p>(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。</p> <p>(3) 団体が計画的な活動を継続していること。</p> <p>(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われていること。</p> <p>2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載された団体が第 1 項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている</p>	<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 34 年 4 月 14 日 教委規則第 1 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則で定める団体)</p> <p>第 8 条 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。</p> <p>(1) 団体がこの区域内に居住し、又はこの市の区域内に存する勤務場所若しくは学校にそれぞれ通勤し、若しくは通学している 5 人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。</p> <p>(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。</p> <p>(3) 団体が計画的な活動を継続していること。</p> <p>(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われていること。</p> <p>2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載された団体が第 1 項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている</p>

藤沢市公民館条例施行規則新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>団体を公民館利用団体(条例第 6 条第 2 項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該届出人に公民館団体登録カードを交付するものとする。</p> <p>附 則(平成 10 年教委規則第 1 号)</p> <p>この規則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 14 年教委規則第 9 号)</p> <p>この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年教委規則第 10 号)</p> <p>1 この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項を改める改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 7 条の規定は、藤沢市公民館条例の施行の日以後の公民館の施設の使用について適用する。</p> <p>附 則(平成 年教委規則第 号)</p> <p>1 <u>この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第 8 条の規定による団体登録の登録に関する事務は、前項に規定する規定の施行の前日においても行うことができる。</u></p>	<p>団体を公民館利用団体(条例第 6 条第 2 項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該届出人に公民館団体登録カードを交付するものとする。</p> <p>附 則(平成 10 年教委規則第 1 号)</p> <p>この規則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 14 年教委規則第 9 号)</p> <p>この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年教委規則第 10 号)</p> <p>1 この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項を改める改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 7 条の規定は、藤沢市公民館条例の施行の日以後の公民館の施設の使用について適用する。</p>